

社会福祉法人改革検証セミナー資料
平成30年2月21日（水）

社会福祉法人の登記手続について

青森地方法務局登記部門
法人係 有馬弘樹

1 はじめに

平成29年の法人登記事件の状況
平成29年5月から7月の事件集中

2 平成28年社会福祉法改正（平成29年4月1日施行）における法人登記手続に関連する事項について

- ①評議員・評議員会・理事・理事会・監事の必須機関化
- ②評議員会による理事の選任（定款規定により理事長選任・解任も可）、定款変更
- ③理事会による理事長の選任・解任
- ④資産の総額の変更登記の申請期限の変更（事業年度末後2か月から3か月）
組合等登記令の改正
- ⑤法人代表者を理事長とした
組合等登記令による登記事項「代表権を有する者」は「理事長」となった。

3 社会福祉法人の登記手続について

①理事長の変更

法改正後就任の理事長の変更

法改正後の期間内に理事長を選任していなかった場合（定時評議員会は開催）

〃

（定時評議員会未開催）

※ 役員の任期・・・選任後2年内の最終決算期定時評議員会終了まで

（定款により短縮のみ可）法第45条

※ 改正法施行時役員の任期

施行日後の最初の定時評議員会終了まで

改正法附則第14条

②目的の変更

評議員会による決議と行政庁認可

③資産の総額の変更

4 オンラインによる登記手続等について

①オンライン申請

法務局におけるオンライン申請の推進

- ②「登記すべき事項」のオンライン提供
オンライン申請ソフトを利用した手続
紙申請・申請書作成・誤作成の防止のメリット

5 その他

社会福祉法人改革検証セミナー配付資料一覧

資料番号

- 1 社会福祉法人の登記手続について（レジユメ）
- 2 社会福祉法人数調べ
- 3 申請書等記載例（理事長変更）
- 4 申請書等記載例（理事長変更・法改正後選任なし）
- 5 申請書等記載例（目的変更）
- 6 申請書等記載例（資産の総額の変更）
- 7 申請書・添付書類作成の留意事項について
- 8 お知らせ・添付書類の原本還付について
- 9 「登記すべき事項のオンライン提供」（チラシ）